

# 農業と都市の連帯

## ①公園と農地の共存 舞岡・野庭にみる

小泉信三 岡部晴雄

### 一 はじめに

横浜市の市街化調整区域は、自給率三〇%を目標とする農(林)業の場として重要な役割をはたしています。

都市計画法では、この市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」として、また、「優良な集団農地、その他長期にわたり農業用地として保存すべき土地の区域である」とも述べています。調整区域の線引きについては、昭和四十五年当時さまざまな条件のもとで、現在の区域が設定されたと思いますが、その調整区域の中に、都市側の施設ともいうべき大

型の都市公園を地域の農業専用地区などと調整しつつ具体化し、調整区域全体を「みどりの空間」として保全しつつある例を紹介してみましよう。

### 二 緑の七大拠点

本市の調整区域は、市域の約四分の一、一〇、六一八haほどとなっていますが、この中で一部に農地を含みながらも、山林を主体にした拠点が、本市外周部の北多摩丘陵から南の三浦丘陵へと続く一帯に六カ所あり、これに金沢の小柴や創造する緑としての海の公園なども入れて七

カ所存在し、これを称して「緑の七大拠点」と呼んでいます。

これは地域の航空写真を見ても大変きれいに現れており、農(林)業の場はもとより水源涵養や、レクリエーションの場として、大なり小なり市民にとって大変貴重な緑となっています。そして、これらの拠点緑地の保全について緑政局が緊急かつ重点的に取り組んでいることは、緑のマスタープランや新総合計画からもおわかりいただけると思います。

### 三 舞岡・野庭の調整区域

緑の七大拠点のうち、すでに「農業専用地区」や「市民の森」、大規模の「広域公園」などで位置付けられている場所もありますが、これから紹介する戸塚区舞岡町から港南区の野庭町にまたがる調整区域三六〇haの拠点緑地については、数年前までは、昭和五十年に指定した野庭農業専用地区があるのみでした。

そしてこの調整区域は、国鉄の戸塚駅や地下鉄の上永谷駅から至近距離にあること、また地下鉄の舞岡駅の開設が予定されていることや、大手のデベロッパーがかなりの面積を所有していることなどから、都市化の圧力がきわめて強く、放

①公園と農地の共存

②「市民農園」による都市づくり

③契約栽培を通じた結びつき

一 はじめに

二 緑の七大拠点

三 舞岡・野庭の調整区域

四 「みどり」としての土地利用

五 公園の進出

六 アグリカルチャルパークの計画

七 自然保護教育の場としての調整区域

図-2 舞岡・野庭 GREEN・PLAN

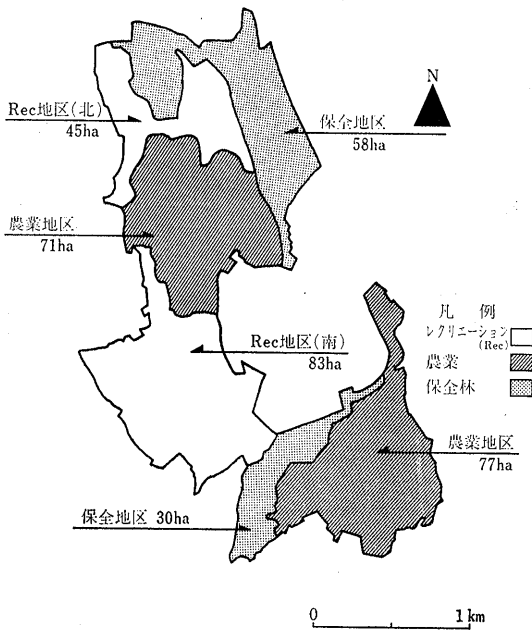
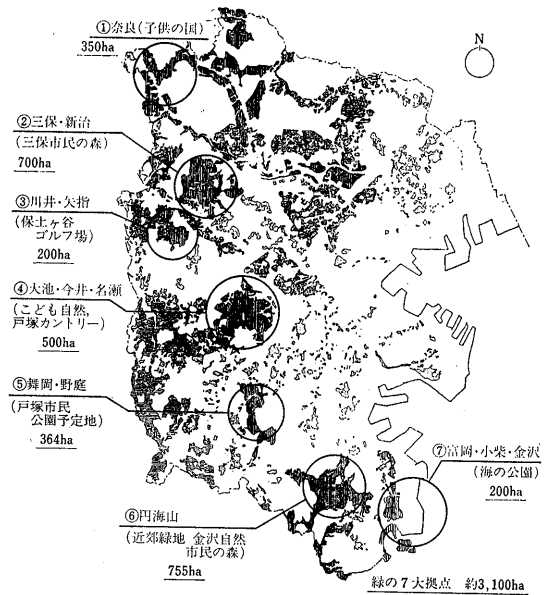


図-1 緑の七大拠点



置すれば一気に市街化されてしまってもおかしくない地域でありました。

一方、関内地区を中心にした場合、この舞岡・野庭の調整区域は、本市南西部の拠点緑地として市街化を防止し、良好な都市環境を保持する重要な拠点でもあります。図-1でもおわかりいただけると思いますが、この拠点緑地が失われると、ちょうど一列に並んだ緑地の一角が切れてしまうような形になり、土地利用計画やオープンスペースの配置という観点からも大変重要な地域なので、緑の七大拠点のうちでも、最も保全の緊急性を必要としていた地域でもあります。

#### 四 「みどり」としての土地利用

このように舞岡・野庭の調整区域については地域的にみて、保全の緊急性がある一方で、本市の「みどり」が、農地や山林、都市公園などを総動員しても、地域の四分の一にまで低下し、快適な都市生活を送る上で必要な緑の量三分の一を割ってしまっており、現存するこれらのオープンスペースは可能な限り、大きく、できれば全域を残したいという考えが、土地利用を考える前提としてあることも事実です。

次にこの地域の土地利用の経過をみてみると、昭和四十五年に市街化区域、調

整区域の線引きの決定後、農業サイドでは、まもなく野庭町に農業専用地区の設定の準備に入り、五十年十二月に四三・四haの野庭農業専用地区の指定をみています。

一方公園サイドでは、四十八年の「横浜市総合計画一九八五」の中で西部方面の拠点公園をこの地域の一角に整備していく構想を打出し、これに基づき四十九年に「横浜市西南部方面公園基本計画」を策定し、総合公園の設置を計画しています。

そして、四十九～五十年にかけて、この公園を計画するに当たり、農政の担当者レベルから「公園を単独で設置するのではなく、調整区域全体の土地利用について考えるべきだ」との指摘がされたことや、また、一方では、地下鉄の舞岡駅が調整区域内の駅で、これをどう位置付けたいのか等の考えから、五十一年十二月から翌年五月にかけてこの調整区域と都市施設との整合を検討するための企画調整局、都市整備局(当時は計画局)、交通局、緑政局の係長、担当者からなるプロジェクトチームを発足させて「舞岡・野庭、GREEN・PLAN」なるものを策定して行っていた(図-2)。

これによると、この調整区域全体を積極的に農業を推進していく農業地区と、山林の保全を主体にした保全地区、大規

模な広域公園を設置するレクリエーション地区の三つのゾーニングを決めています。

これは、まさに現在緑政局が三本の柱として進めている「都市農業の確立」「緑の保存と緑化の推進」「都市公園の管理及び整備」の施策を具体化するモデルケースそのものであります。

また、この調整区域は、島状に残された穴あき調整区域ゆえに、農地とか山林などが単独で存在しているよりも、組として存在していた方が、また大形の自然系の都市公園などと集団で、オープンスペースを維持していた方が、市街地との緩衝機能上や水源の確保などが図られ、メリットが大きく、将来とも生き残れる可能性をもつものと考えます。

現状でも多くの優良農地は、所有者が同じであったりする場合が多いこともあって、大なり小なり山林と一体となっている場合が多く見受けられます。

都市側からみても、これらのみどりのオープンスペースが大きな拠点として存在していた方が、防災機能をはじめ各種の機能を有効に発揮でき、その存在価値は大きなものがあるといえましょう。

## 五 公園の進出

土地を将来ともみどりとして残してい

くためには、一定の規制を加えるか、土地を買収していくかの二通りになります。その中で最も担保性の高いものは、公有地化してしまうことでしょうか。

そこで都市公園区域をできるだけ大きくとることを目標にしました。しかし、そこには公園としての適性な規模があることや、財源上の理由などもあり、むやみやたらに大きく欲しいといっても限界のあることとなります。また地元の地権者の意向も無視するわけにはいきません。

将来構想として一〇〇ha以上の大公園を目標としつつも、第一期として大手デベロッパーの土地を中心に六〇ha規模の広域公園を構想したのでした。ところが、この六〇ha案についても構想段階で一つのハプニングが起きたのです。公園構想の一角に、大手デベロッパーの土地を中心に二〇ha規模の大学の進出が先行されてしまったのです。明治学院大学でした。

公園の規模が一気に三〇haへと後退してしまいました。調整区域といえども二〇ha以上まとまって計画すれば、開発が可能になってしまいうのです。

この意味から、調整区域のみでは、みどりとしての担保性はなく、早く具体的な土地利用計画を立て実践していかない限り、失われていく可能性は大なので

す。土地は生産のできない限定された空間であり何らかの担保性をもたせなければ、本市のように都市庄の強い地域にあつては、早晚失われてしまうのです。

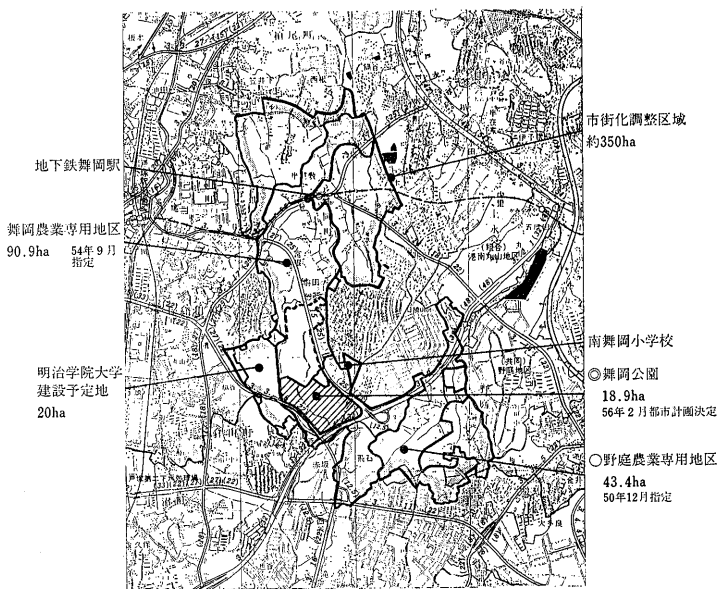
ともあれ農業生産の場を中心に将来ともみどりのオープンスペースとして存続させていくための実践を始めたのでした。

五十年十二月の野庭農業専用地区、四三・四haの設定の後、五十四年九月に舞

岡農業専用地区九〇・九ha、五十六年三月舞岡公園の都市計画決定を進めてきました。これらの区域の設定については、当然行政側や地元の意向により、各種の詰めを経て今日の姿となつてきているとはいうまでもありません(図一三)。

この舞岡公園の計画については、前述した通り三〇haの総合公園として、五年の夏から秋にかけて都合六回の地権者説明を実施したのですが、地権者との

図一三 舞岡・野庭市街化調整区域



調整の結果、約三分一の間積が削られ、一八・九haの都市計画決定に止まったものです。

しかし、これは第一期計画の規模であり、周辺の地権者との調整や農業サイドとの調整がつけば、更に拡張していく計画であることはいうまでもありません。また農業で支え切れなくなったときに公園化を図ればと考えます。

## 六——アグリカルチャルパークの計画

このように、緑の七大拠点の一つ、舞岡・野庭地区については、一部に明治学院大学の進出をみたものの、第一期計画として約一九haの総合公園の計画が具体化し、現在用地買収に鋭意努力している最中であり、次に公園の中身の計画について触れることとしましょう。

地形的にはなだらかな丘陵地帯で、植生的には雑木林やササ山の中に畑が点在し、谷戸に田があるというきわめて明るい地域となっています。

公園をはさむ形で、舞岡・野庭の両農専地区が存在し、先にも述べましたように、土地利用も一体になるように計画したので、この公園の整備内容についても周辺の農地や山林の保全と一体化した内容のものにしたらどうかということでは

た。

従来からあるこの規模の公園は、自然系の公園とか運動系の公園となるのですが、ここでは、この地の特色を生かして、生産のよきこびや、作物の形成の過程、田園景観の保全などを含め、失われつつある古きよき時代の横浜の郷土文化の紹介を主体とした公園づくりができればいいものかと検討を進めています。これは維持、管理に大変手間のかかる公園となるため、困難性が多分にあります。せっかく隣接の農専地区と一体的に設けた公園ゆえに、何らかの形で生かしていければと考えるのです。

このような周辺地域の農業的な利用を活用しての公園づくりは、緑区に計画している北八朔公園（五十七年二月都市計画決定、用地買収実施中、面積七・七ha）についてもいえます。この公園は、現在本市で進めている恩田川、谷本川の沿岸における梨を中心としたフルーツパークを含む観光農業振興事業に整合させ、そのセンター的役割をもつ植物園の建設を計画しているのです。

このように、北の北八朔公園、南の舞岡公園とも、はからずも地域の農業生産の場と歩調を合せるような公園として整備が始まろうとしています。

## 七——自然保護教育の場としての調整区域

この調整区域内の公園や二つの農専地区を通して、横浜の地域文化や農業に対する理解ができ、また知らず知らずのうちに緑地保全とか自然保護の思想が芽ばえ、市民の中に定着できたらと考えます。

田園における動植物の生育過程におけるさまざまな事象への理解は、こども達への情操教育となるでしょうし、また動植物の生態学を理解するよい機会ともなることでしょう。古きよき文化を知ることも社会教育上重要なことです。そしてそれらが、緑の保全の大切さ、自然保護の貴さを学び、身に付けてくれる場となつたらすばらしいことと思います。行政側が、緑のマスタープランや緑地の保全をシャカリキに推進したところで、一方の市民が周辺の山林にゴミを捨てたり、エビネ採りに血眼になったりしているのでは限界があまりでしょう。市民がより豊かな生活を送る上で、何が大切なのか、市民の側がなにをすべきかということ

が、市民の側から起こって来ることが必要なのです。行政側が与えることも必要なのです

が、市民が日常の生活を送る上で生活の一つのパターンとして、みどりが必要な

のだ」という思想の発生が大切ではないかと思うのです。都市は、ただ単に道路や下水、交通、住宅などが完備され、物質的に豊かなだけでは駄目なのです。魅力的な豊かな市民生活は、物質的な経済的価値観に裏付けされたものばかりでなく、数値という尺度では計れない文化とか、景観とか、緑の都市環境などという精神的価値観に裏付けされることが重要なのです。

農地とか山林、公園あるいは街路樹とか庭のみどり、人工的な都市砂漠の中にあつて最も重要な役割を演じてくれるはずで、都市におけるアメニティ（快適性）という言葉の重要な部分を、これらの「みどり」が占めていることは疑う余地もありません。「みどり」の偉大さ、大切さを市民の中に定着させたとき、都市内の農地や山林、公園の本当の確立が市民の側のものでなされるのではないかと思います。

そしてそのためには、長時間かかるかも知れませんが、教育が一番効果的であると考えます。

これからを担う市民に、自然保護教育を進める場として、この舞岡・野庭の調整区域がその役割をいくらかでも果たしてくれればと願うのです。

〈小泉Ⅱ緑政局副主幹／岡部Ⅱ港湾局理立工事課・前緑政局計画課計画係〉